

令和元年度 第1回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和元年7月23日(火) 13時30分～

市役所 2階 204会議室

1 委嘱状の交付

2 副市長挨拶

3 自己紹介

4 会長及び副会長の選出

5 会長・副会長挨拶

6 諮問

7 報告

【報告事項】

① 平成30年度 公文書公開状況及び個人情報開示状況について

② えにわプレミアム付商品券事業について

8 議事

【諮問事項】

① 日常生活用具給付等事業、地域生活支援給付事業及び社会参加促進事業の申請に係る所得情報及び課税情報の目的外利用について

9 その他

① 特定個人情報保護評価書の様式の変更について

② 前回の諮問・答申事項に係る運用状況の報告について

10 閉会

第8期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日) ※50音順

氏 名	経 歴 等
大 岩 則 子	平成27年7月1日～(3期目)
亀 石 和 代	個人情報保護審査会：平成13年7月1日～平成19年3月5日 情報公開・個人情報保護審査会：平成19年3月6日～ (通算10期目)
白 崎 亜紀子	平成27年7月1日～(3期目)
松 本 史 典	平成25年7月1日～(4期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森 田 祐 一	平成26年5月22日～(4期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事 務 局 職 員	
氏 名	所 属
横 道 義 孝	総務部長
内 山 素 宏	総務部次長
佐々木 文 人	総務部総務課長
根 深 忠 大	総務部総務課 法制担当主査
藤 原 千 佳	総務部総務課 法制担当主事
説 明 員	
氏 名	所 属
藤 本 恵美子	保健福祉部障がい福祉課長
佐 藤 和 彦	保健福祉部障がい福祉課主査

平成30年度 公文書公開・個人情報開示請求件数

■公文書公開請求及び決定の状況

実施機関	請求 件数	公開請求に対する決定内容						不服 申立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	18	11	5			2		
教育委員会	1	1						
選挙管理委員会	1		1					
消防長	6	5	1					
計	26	17	7	0	0	2	0	0

■個人情報開示請求及び決定の状況

実施機関	請求 件数	開示請求に対する決定内容						不服 申立て
		全部開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	71	69	2					
消防長	1		1					
計	72	69	3	0	0	0	0	0

※公開、開示請求のなかった実施機関は掲載を省略しました。

えにわプレミアム付商品券事業概要について

1 趣旨

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（3歳半未満児）の消費にあたる影響を緩和するとともに、市内の消費を喚起・下支えすることを目的として、2万円で2万5千円分を利用できる「えにわプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）」を発行する。

2 実施主体

商品券の発行、販売、換金事務等は、恵庭市（委託含む）が担う。

3 事業内容

- （1）商品券名称 えにわプレミアム付商品券
- （2）対象世帯
 - ①低所得者(住民税非課税世帯)
 - ②子育て世帯(3歳半未満児童のいる世帯)
- （3）発行総額 4億円程度
(16,000人を想定 非課税の方14,200人・児童1,800人)
- （4）販売価格 500円券×10枚 5,000円相当を1綴りとし、4,000円で販売する。
1人に対して最大で5回に分割して販売。
- （5）購入限度
 - ①低所得世帯(住民税非課税の方)
一世帯一人につき 20,000円(25,000円相当)
 - ②子育て世帯(3歳半未満児童)
3歳半未満児童1人あたり20,000円(25,000円相当)
 - ①と②の併給可
- （6）事業者募集 6月3日(月)～7月5日(金)まで参加事業者を募集（事業者一覧掲載分）
また、券の販売時に最新の事業者一覧表を配布する。

4 スケジュール

- （1）申請書発送 2019年7月16日(火)(低所得者のみ)
 - （2）申請期間 2019年7月17日(水)～2019年11月30日(土)(低所得者のみ)
 - （3）引換券発送 2019年9月上旬～(低所得者・子育て世帯)
 - （4）販売期間 2019年9月17日(火)～2020年1月31日(金)
 - （5）使用期間 2019年10月1日(火)～2020年2月29日(土)
 - （6）換金期間 2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火)
- ※ 指定日に参加金融機関での換金とする。

5 実施結果の集計

商品券の購入状況や各店舗の換金情報等から把握し実施結果の集計を行う。

所管 企画課・商工労働課・福祉課・子ども家庭課

個人情報の件名

情報区分内容	目的	主管課
平成31年度の住民税情報。平成31年度の課税・非課税・未申告対象者情報	市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)の確認に際し個人情報目的外利用する	税務課
母子生活支援施設・児童擁護施設等に入所している児童等及び保護者 ※ 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護する施設	基準日(平成31年1月1日)時点で措置入所に該当している場合には、保護者の扶養親族等ではないものとみなしてプレミアム商品券購入対象者に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する ※児童等 22才に満たないものまで含む	子ども家庭課
障害者虐待防止法の規定による措置入所者及び養護者	基準日(平成31年1月1日)時点で措置入所等障害者に該当している場合には、養護者の扶養親族等ではないものとみなしてプレミアム商品券購入対象者に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	障がい福祉課
障害者総合支援・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による入所措置が採られている入所児童及び保護者	基準日(平成31年1月1日)時点で措置入所に該当している場合には、保護者の扶養親族等ではないものとみなしてプレミアム商品券購入対象者に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	障がい福祉課
高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に関する法律の規定による措置入所者及び養護者	基準日(平成31年1月1日)時点で措置入所等高齢者に該当している場合には、養護者の扶養親族等ではないものとみなしてプレミアム商品券購入対象者に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	介護福祉課

平成31年1月1日時点で住民基本台帳に記録されている者の住所・氏名・生年月日など個人特定情報と住民登録移動情報 ※個人情報条例の規定に関わらず利用可能	プレミアム付商品券の基準日は平成31年1月1日であるため、各市町村は基準日時点で当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をプレミアム商品券購入対象者とする。 ※基準日において国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらずかつ、基準日の翌日以後始めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。 基準日に住民基本台帳に記録されている外国人についても、プレミアム商品券購入対象者とする。 以上支給対象者の判断をするため個人情報目的外利用する。	市民課
生活保護制度の被保護者情報 ※個人情報条例の規定に関わらず利用可能	基準日(平成31年1月1日)における生活保護制度の被保護者については、生活保護基準が本年10月に消費税率引き上げの影響を含み総合的に勘案して改定される予定であるため購入対象者から除外することから、被保護者を特定するため個人情報目的外利用する。	福祉課

○ 個人情報保護制度運営審査諮問書

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 第 号 令和 年 月 日 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮問事項の区分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報の件名又は内容	日常生活用具給付等事業、地域生活支援給付事業及び社会参加促進事業の申請に係る所得情報及び課税情報の目的外利用について
諮問内容	地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、市町村が必ず実施しなくてはならない必須事業と、地域の実情に応じ、実施することができる任意事業について規定されています。 (上記事業については、当市の要綱に基づき実施している事業) 市では、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、各法令に基づき様々なサービス(事業)を実施しております。(別紙参照) これらの制度は、法令等により課税状況や収入(所得)に応じて、自己負担額(負担上限額)が定められていることから、支給決定を行う際に、課税情報等が必要となります。 手続としましては、申請時に申請書とは別に、(所得調査等)同意書に氏名・住所を記入し押印をいただいております。 障がいのある方の中には自身で記載することが困難な方や印鑑を忘れたため再度来庁することが負担になる方もいらっしゃいます。 障がい者の負担軽減を図るため、上記制度の申請において、当市に課税情報があるものについては、本人同意による手続を省略し、課税情報を目的外利用することについて諮問します。
主 管 課	保健福祉部 障がい福祉課

地域生活支援事業一覧

法令・制度一覧			審査に必要な情報	平成30年度 受付人数 (利用者)
			収入（課税） 市町村民税課税	
			（税務課）	
地域生活支援事業	日常生活用具給付等事業費	日常生活用具給付等事業費	○	182
	地域生活支援給付事業費	移動支援事業費	○	42
		福祉ホーム支援事業費	○	3
		訪問入浴サービス支援事業費	○	4
		日中一時支援事業費	○	20
	社会参加支援事業費	身体障がい者自動車改造支援費	○	2
		身体障がい者自動車運転免許取得支援費	○	1

特定個人情報保護評価書新旧対照表

変更前	変更後												
特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価書番号</th><th>評価書名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書</td></tr> </tbody> </table> 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 恵庭市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 <table border="1"> <tr> <td>特記事項</td><td>住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。</td></tr> </table> 評価実施機関名 北海道恵庭市長 公表日 平成27年2月10日 [平成26年4月 様式2]	評価書番号	評価書名	1	恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書	特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価書番号</th><th>評価書名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書</td></tr> </tbody> </table> 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 恵庭市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 <table border="1"> <tr> <td>特記事項</td><td>住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。</td></tr> </table> 評価実施機関名 北海道恵庭市長 公表日 令和1年6月28日 [平成31年1月 様式2]	評価書番号	評価書名	1	恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書	特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。
評価書番号	評価書名												
1	恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書												
特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。												
評価書番号	評価書名												
1	恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書												
特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に際しても契約に含めることで万全を期している。												

変更前

Ⅰ 関連情報	
1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を確保するためには、市町村の住民に関する正確な記録が確保されていないと行えない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住民法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の権利を確保するとともに行政の近代化に寄与するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に準じ、特定個人情報に以下の事務を取り扱う。 ①個人を識別する住民票を世帯ごとに作成し、住民基本台帳を作成 ②個人票、転居票、転出票、世帯変更票等の届出又は記録に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④本人又は同一の世帯に属する者、その消滅で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の提供 ⑦住民からの請求に基づく住民票カードの変更 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	(1)住民記録システム（既存住民基本台帳システム） (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)国体内統合照会システム (4)中継サーバ
2 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)交付先情報ファイル	
3 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第1条（制度及び通知） ・第16条（本人確認の制度） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住民法）（昭和42年7月28日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行細則） ・第5条（住民基本台帳の交付） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第9条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受ける者等に関する取扱いの例） ・第24条の3（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知） ・第29条の12（通知都道府県知事の区域外の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

変更後

Ⅰ 関連情報	
1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を確保するためには、市町村の住民に関する正確な記録が確保されていないと行えない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住民法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の権利を確保するとともに行政の近代化に寄与するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に準じ、特定個人情報に以下の事務を取り扱う。 ①個人を識別する住民票を世帯ごとに作成し、住民基本台帳を作成 ②個人票、転居票、転出票、世帯変更票等の届出又は記録に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④本人又は同一の世帯に属する者、その消滅で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の提供 ⑦住民からの請求に基づく住民票カードの変更 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	(1)住民記録システム（既存住民基本台帳システム） (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)国体内統合照会システム (4)中継サーバ
2 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)交付先情報ファイル	
3 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（制度及び通知） ・第16条（本人確認の制度） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住民法）（昭和42年7月28日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行細則） ・第5条（住民基本台帳の交付） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第9条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受ける者等に関する取扱いの例） ・第24条の3（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知） ・第29条の12（通知都道府県知事の区域外の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有様	【 実施する 】 ②詳細をみる ③実施する ④実施しない ⑤未定

変更前

①実施の有無	[実施する]	＜追加＞ ① 実施する ② 実施しない ③ 未定
②法令上の根拠	番号法第16条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三項(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) : なし * 住民基本台帳に関する事項において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	恵庭市生活環境都市局課	
②所長名	市民課長 大嶋 茂幸	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	恵庭市(生活環境都市局課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131	

変更後

②法令上の根拠	番号法第16条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三項(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) : なし * 住民基本台帳に関する事項において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	恵庭市生活環境都市局課
②所長名の記載を	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市(生活環境都市局課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131

変更前

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の世帯の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意選択) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更後

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の世帯の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意選択) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更前

変更後

新設

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
[基礎項目評価書]			2)又は3)を選定した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の野趣が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた提供(例: 業務に必要なのないう情報との提供が行われるリスクへの対策は十分か)	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
権限のない者(注職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[委託しない]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[提供・移転しない]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報等の紛失・漏失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 評価が満たされている		
8. 監査					
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

变更前

[illegible]

変更後

[illegible]